平成２２年（フ）第１７０３７号
神奈川県座間市さがみ野３丁目１－５－205
債務者　高橋　政裕
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７８号
東京都立川市富士見町１丁目２番７号大興ビル303号
債務者　鈴木　光子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３６０号
東京都小平市たかの台13番15号立川ビレッジ３－201号
債務者　増田　　幸
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４４号
静岡県浜松市南区楊子町44番地の８、前住所愛知県豊橋市花田町字越水１番地１－103
債務者　鈴木　悠介
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５７６号
静岡県浜松市中区萩丘４丁目19番18号　若竹荘２－Ｂ
債務者　濱田　　淳
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１４５７号
福岡県宗像市赤間４丁目３番１－909号
破産者　有限会社リバストン
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３６４２号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目15番地６
破産者　有限会社芝田工務店
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５２０号
茨城県牛久市中央５丁目12番地17
破産者　株式会社ひたち野工房
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１１７号
東京都港区赤坂９丁目６番29号
破産者　株式会社エコ・ウォーター
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１１８号
東京都狛江市東和泉１丁目22－２－205、開始決定時の住所東京都世田谷区砧８丁目33－４
破産者　中野　隆夫
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７２６号
埼玉県本庄市児玉町吉田林87－１
破産者　坂本　　明
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７６１号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目36－19－206
破産者　岩渕　守人
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２８８号
東京都練馬区貫井２丁目22－７
破産者　荒木　康正
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２８９号
東京都練馬区貫井２丁目22－７
破産者　荒木　政子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３６３号
東京都江戸川区東小岩５丁目８－５－303
破産者　山崎　　恵
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４２５号
千葉県市川市八幡２丁目３－18－406、開始決定時の住所東京都世田谷区深沢６丁目26－８
破産者　須山　　宏
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０５４号
東京都大田区北馬込１丁目２番８号
破産者　ディ・エムデザイン株式会社
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０６６号
東京都八王子市横川町105番地42
破産者　有限会社アップデイト
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９２０号
東京都江東区南砂６丁目２番２号
破産者　株式会社市直鮮
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部